７０歳以上の高齢受給者の一部負担割合について

70 歳から 74 歳までの方は、高齢受給者（後期高齢者に該当する方は除く）となり『高齢受給者証』を交付します。高齢受給者証には、医療機関等の窓口の一部負担割合（自己負担）を記載しますが、一部負担割合は所得区分によって２、３割のいずれかになります。

高齢受給者証を交付するとき【申請は不要】

① 70 歳以上 75 歳未満の方が組合員資格を取得したとき
② 70 歳以上 75 歳未満の家族が被扶養者認定されたとき
③ 組合員および被扶養者が 70 歳になったとき※
④ 標準報酬月額が変更となり、交付済の高齢受給者証の一部負担割合（自己負担）が変更（3 割→2 割、2 割→3 割）となったとき
※証の使用は 70 歳の誕生日の翌月の１日（誕生日が月の初日の場合は誕生日）から

３割負担になる高齢受給者（現役並み所得者）

○年齢および標準報酬月額による区分

組合員	高齢受給者	自己負担
70 歳以上	・標準報酬月額が 28 万円**以上**の組合員 ・標準報酬月額が 28 万円**以上**の組合員に扶養される 70 歳以上の被扶養者	３割

注）収入額が一定の基準に満たない場合に、申請により２割になる場合があります。
（「２割負担になる高齢受給者」参照）

２割負担になる高齢受給者

○年齢および標準報酬月額による区分【申請は不要】

組合員	高齢受給者	自己負担
70 歳未満	70 歳以上の被扶養者	２割
70 歳以上	・標準報酬月額が 28 万円**未満**の組合員 ・標準報酬月額が 28 万円**未満**の組合員に扶養される 70 歳以上の被扶養者	

○基準収入額適用申請による区分【申請が必要】

組合員	高齢受給者	自己負担
70 歳以上	組合員本人と７０歳以上の被扶養者（後期高齢者医療の被保険者となったために被扶養者でなくなった者も含む）の収入の合計額が基準収入額※に該当する場合	２割

※基準収入額に該当する場合、上記の「３割負担になる高齢受給者（現役並み所得者）」であっても申請により２割負担になります。

≪基準収入額≫　７０歳以上の被扶養者がいる場合：５２０万円未満
７０歳以上の被扶養者がいない場合：３８３万円未満

○基準収入額適用申請手続き（標準報酬月額が 28 万円未満の組合員は手続き不要）

（請 求 書）基準収入額適用申請書

（添付書類）収入の額を証明できる書類

市区町村長の発行する（非）課税証明書、公的年金等源泉徴収票、

給与源泉徴収票、確定申告書の写し等

（提 出 先）大阪市職員共済組合保健医療係

◆70 歳以上組合員で標準報酬月額が 28 万円以上の方

交付された高齢受給者証の負担割合が「３割」のとき、基準収入額適用申請による区分により一部負担割合（自己負担）を「２割」とされたい場合は、上記の基準収入額適用申請手続きを行ってください。なお、年間収入が基準収入額を超えている場合は、基準収入額適用を受けることができませんので、申請は不要です。

※再度の申請

高齢受給者の一部負担金の割合については、毎年９月１日をもって、判定の対象となる収入の切替えを行い、再度判定を行います。（《例》参照）

９ 月 １ 日以降も基準収入額に該当する場合は、再度の申請が必要です。未提出の場合、高齢受給証は３割負担に切り替わりますので、ご注意ください。

《例》70 歳以上組合員で標準報酬月額が 28 万円以上、一部負担割合【３割】の場合
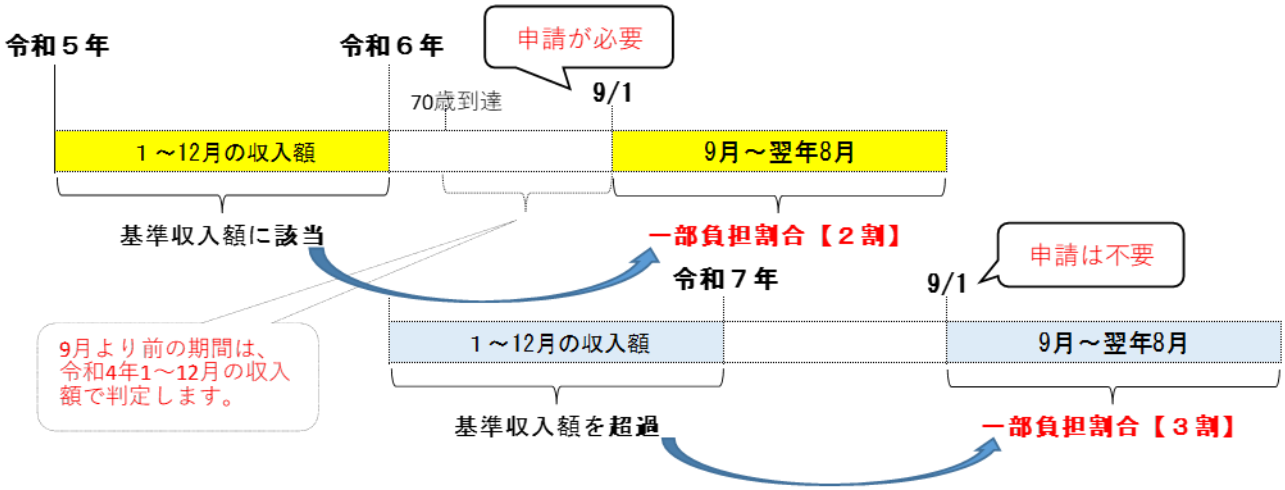
判定の対象となる組合員の収入	基準収入額	基準収入額適用申請書	適用期間	自己負担
令和５年１～12 月	該当	提出	令和６年９月～令和７年８月	【２割】
令和６年１～12 月	超過	（不要）	令和７年９月～	【３割】